

こ成保発第 565 号
令和 7 年 10 月 3 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 市 長} \end{array} \right]$ 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備
及び経過措置に関する政令（乳児等のための支援給付関係）について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 343 号。以下「整備及び経過措置政令」という。）については、本日公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

その主たる内容は下記のとおりであるので、その趣旨を十分理解の上、管内市町村、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その施行に万全を期されたい。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の改正事項のうち乳児等のための支援給付に関するものに係る内閣府令等の整備については、今後、順次行うこととしているほか、整備及び経過措置政令の施行に伴う運用上の留意事項等については別途通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第 1 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正

1 乳児等支援給付認定の取消し

改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 30 条の 18 第 1 項第 4 号の政令で定めるときは、次のとおりとすること。

ア 乳児等支援給付認定保護者（法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）が、正当な理由なしに、法第 30 条の 13 において準用する法第 13 条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

イ 乳児等支援給付認定保護者が、法第 30 条の 15 第 1 項の規定に基づく乳児等支援給付認定の申請に関し虚偽の申請をしたとき

2 政令に委任された技術的読替えの整備等

次に掲げる場合において政令で定めることとされた技術的読替えを定めること。

ア 法第 30 条の 13 の規定により法第 10 条の 6、第 10 条の 7 及び第 12 条から第 16 条までの規定を準用する場合

イ 法第 30 条の 21 の規定により法第 30 条の 20 第 5 項から第 7 項までの規定を準用する場合

ウ 法第 54 条の 3 の規定により法第 44 条から第 54 条までの規定（法第 45 条第 2 項を除く。）を準用する場合

このほか、ウに関して、子ども・子育て支援法施行令第 19 条の規定について所要の改正を行うとともに、同令第 20 条の規定を、法第 54 条の 3 において法第 52 条の規定を準用する場合について準用し、所要の読替えを定めること。

3 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用に係る都道府県の負担及び国の交付金

法第 65 条第 5 号の 2 に掲げる費用（乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用）については、都道府県は、法第 67 条第 3 項の規定により、毎年度、当該費用の額の 8 分の 1 に相当する額を負担することとするとともに、国は、法第 68 条第 4 項の規定により、毎年度、当該費用の額の 4 分の 3 を交付することとすること。

4 その他所要の改正を行うこと。

第 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の一部改正

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条に規定する補助金等であって同条第 4 号の政令で定めるものに、法第 68 条第 4 項の交付金（乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用に係る国の交付金）を追加すること。

第 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 1 号の政令で定める法律の規定に、法第 30 条の 13 において準用する法第 16 条の規定を追加すること。

第 4 準備行為

法第 30 条の 20 第 4 項及び第 54 条の 2 第 3 項並びに法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 4 項の規定による意見の聴取は、改正法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 4 月 1 日。以下「第五号施行日」という。）前においても行うことができることとすること。

第5 乳児等通園支援事業の認可に関する経過措置

改正法第4条（改正法附則第1条第5号ハに掲げる改正規定に限る。）の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第5項ただし書の規定は、第五号施行日以後に申請が行われた同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）に関する同法第34条の15第2項の認可について適用し、第五号施行日前に申請が行われた乳児等通園支援事業に関する同項の認可については、なお従前の例によることとすること。